（光ディスクによる手続）

第十条　第七条第一項、第二項、第四項から第十六項まで、第十八項、第二十項から第二十八項まで及び第三十項から第三十六項までの報告書の提出については、当該報告書に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク（日本工業規格Ｘ〇六〇六及びＸ六二八一又はＸ〇六一〇及びＸ六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）及び別記様式第二十の光ディスク提出票を提出することにより行うことができる。

様式第14（第７条関係）

核燃料物質輸入（輸出）実施計画報告書

［略］

注１　様式第４の注２の例により記載すること。法第61条の３第１項の許可を受けた者にあっては、使用の場所を記載すること。

２　様式第４の注８の例により記載すること。法第61条の３第１項の許可を受けた者にあっては、計量管理規定で定めたＭＢＡの符号を記載すること。

３～11　［略］

備考　［略］

様式第22（第７条関係）

核燃料物質事故増加報告書

［略］

［略］		［略］
発見された核燃料物質の情報	［略］	［略］
	物質の形状（注７）	
	［略］	［略］

［略］

様式第23（第７条関係）

核燃料物質輸入（輸出）報告書

年　月　日

原子力規制委員会　殿

住　所
氏　名　　㊞

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第１項及び国際規制物資の使用等に関する規則第７条第31項（第32項）の規定により、次のとおり報告します。

氏名又は名称	
法人にあっては代表者の氏名	

（光ディスクによる手続）

第十条　第七条第一項から第十六項まで、第十八項、第二十項から第二十八項まで、第三十項から第三十四項までの報告書の提出については、当該報告書に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク（日本工業規格Ｘ〇六〇六及びＸ六二八一又はＸ〇六一〇及びＸ六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）及び別記様式第二十九の光ディスク提出票を提出することにより行うことができる。

様式第14（第７条関係）

核燃料物質輸入（輸出）実施計画報告書

［同上］

注１　様式第４の注２の例により記載すること。

２　様式第４の注８の例により記載すること。

３～11　［同上］

備考　［同上］

様式第22（第７条関係）

核燃料物質事故増加報告書

［同上］

［同上］		［同上］
発見された核燃料物質の情報	［同上］	［同上］
	物質の性状（注７）	
	［同上］	［同上］

［同上］

［様式を加える。］